

第10号議案

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第5条第2項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第11条第1項第2号中「削除」を「消除」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市印鑑登録条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載<u>(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))</u>をもって調製する住民票にあっては、<u>記録。</u>以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合において、第2号から第4号までのいずれかの事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合において、第2号から第4号までのいずれかの事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 登録者が死亡し、又は転出等により住民票を削除したとき。

(3)・(4) (略)

2 (略)

(2) 登録者が死亡し、又は転出等により住民票を削除したとき。

(3)・(4) (略)

2 (略)